

## 2 発言要旨

### 【第1回甲斐市公共下水道事業審議会】

(司会：上下水道業務課長)

#### 1 開会

#### 2 市長あいさつ

【司会】はじめに、保坂市長から挨拶をいただき、引き続き、市長から諮問をいただきます。それでは、市長お願いいたします。

【市長】こんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本審議会は、下水道使用料など下水道事業に必要な事項を調査審議していただく諮問機関であり、ご協力に感謝いたします。本市の公共下水道は、今後、急激な人口減少により、大幅な需要の減少が見込まれる一方で、使用開始から29年が経過していることから、施設の老朽化に伴う更新費用の増大を見込んでいます。このような状況の中、本市の下水道事業は、これまでの官公庁会計から、国からの指導もあり、経営成績や財政状況など自らの経営状況の的確な把握が可能となるように公営企業会計に移行いたしております。昨年度は、経営の中長期的な基本計画であります甲斐市下水道事業経営戦略を策定するなど持続可能な事業運営への取り組みを進めているところです。本年度は、経営戦略で設定した目標に基づきまして、下水道使用料改定に着手することとしております。この後、審議会に諮問させていただきますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願いするとともに、健全な公共下水道事業の運営にご尽力を賜ればと考えております。よろしくお願いいたします。

#### 3 諮問「下水道使用料の改定について」

【司会】諮問に移ります。

【市長】甲斐市公共下水道審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。諮問の趣旨、本市の公共下水道事業は、令和2年4月に特別会計から公営企業へと移行いたしました。公営企業は、独立採算が原則ですが、本市下水道事業におきましては、一般会計繰入金への依存度が依然として高い状態であることが大きな課題です。この課題を解消するには、受益者である市民にご負担いただく下水道使用料に着目しなければなりません。本市の下水道使用料は、本市誕生以後の平成21年4月に旧3町で異なっていた料金体系を統一して以降据え置いてきましたが、一般会計繰入金の削減のみならず下水道施設の老朽化に伴う維持管理費用の財源確保の観点からも、値上げを実施し、収益の増加を図っていかねばならないと考えております。つきましては、課題解決に向け、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

【司会】ありがとうございました。ただいま、市長から諮問書が渡されました。これに基づき、ご審議をお願いすることになりますので、皆様よろしくお願いいたします。

#### 4 会長あいさつ

【司会】山口会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】こんにちは。本日は、暑い中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題であります下水道についてお話させていただきます。甲斐市の公共下水道が所属しているのは、釜無川流域下水道といい、県内には4つの流域下水道があります。釜無川流域下水道は、甲斐市以外では韮崎市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町で構成されています。釜無川流域下水道の下水処理場があるのは、富士川町（旧増穂町）です。処理場に流れている汚水量は、おおよそ1か月では1,350,000 m<sup>3</sup>（1,350,000t）となるので、一つの川で流れている水量が処理場に流れているようなものです。この処理場での浄化や脱臭などに係る維持管理費（電気代、薬品代、人件費等）は、釜無川流域下水道を構成している7市町で徴収されている下水道使用料により賄われています。私たちは、汚水を流すだけの快適な生活をしてはいますが、そのような快適な生活をしていくための維持管理費が下水道使用料に反映されていることをご理解いただきながら、皆様の活発な議論をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。

#### 5 職員紹介

【司会】本日の会議は、新年度になって初回となります。人事異動による職員変動もありますので、ここで改めて職員紹介をいたします。

－ 事務局職員自己紹介 －

#### 6 案件

【司会】これより第1回審議会を進めて参ります。資料2ページをご覧ください。甲斐市下水道事業審議会条例第6条第1項の規定により、会議は会長が進めることとされておりますので、山口会長を議長として進めさせていただきます。それでは、会長進行をよろしくをお願いいたします。

##### 議事開始

##### 【下水道使用料の改定について】

- (1) 甲斐市下水道事業の現況について
- (2) 地方公営企業法の適用（法適用化）の経緯等について
- (3) 今後の課題及び検討結果について
- (4) 甲斐市下水道事業経営戦略について
- (5) 「下水道使用料改定」に係る今後の予定について

【議長】それでは、先ほど市長から諮問を受けました案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

－ 事務局により審議会資料に沿って、案件を一括説明 －

【議長】事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からのご質問又はご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

【委員】釜無川流域下水道維持管理負担金という視点から考えると、下水道使用料単価を将来的に140円/m<sup>3</sup>にすれば、使用料ですべて賄えるということなのでしょうか。

【事務局】下水道事業については、自主財源（主なものは下水道使用料収入）だけで、支出（建設工事費、維持管理負担金等）を賄えていないため、一般会計からの繰入金で不足

分を補っています。一般会計からの繰入金には、繰入基準というものがあり、正当な理由により一般会計からいただくべき額を基準内繰入金といい、それ以外の額を基準外繰入金といい、現在は、基準内繰入金だけでは足りないのが、基準外繰入金により補っている状況となります。140 円/m<sup>3</sup>にすればすべてを賄えるわけではありませんが、この基準外繰入金を大幅に減らす試算となっておりますので、一般会計への負担軽減にはなりません。

**【委員】** 空き家も増えている世の中で使用者の減少も考えられますが、一般会計からの繰入金が基準内で収まるようにするために、下水道使用料を実際どのくらいにすればいいのかわかりませんが、1回で何十円も値上げすることができない中で、徐々に上げていくということですが、値上げするときにある程度上げていかないと、何回も値上げすると市民感情としては「また上がった」と思われるので、そのことも考えながら進めていただきたいと思います。

また、接続率についても、新しい分譲地であれば必ず下水道に接続することになるけれども、年金暮らしなどの世帯が浄化槽から下水道に切り替えることは、費用がかかることからなかなか難しく課題だと思います。接続率も増やさなければならないので、接続できる人は接続させていくように努力していただきながら進めていただきたいと思います。

**【事務局】** 二通りの考え方がありまして、今回の場合は、まず 120 円/m<sup>3</sup>に値上げし、次に 140 円/m<sup>3</sup>に値上げという段階的な上げ方なので、やさしさが感じられますが、言われた通り、「また上がった」という感じが発生してきます。一方で、「また上がった」という感じをなくすために、一気に値上げしても、また、そこで意見が出てくることになるので、善し悪しがあり、悩むところでもあります。

年金暮らし世帯などで下水道に接続することが費用的に困難な場合につきましては、下水道が整備された地域にお住いの世帯であれば、担当としては、法律や条例で義務化されているため、下水道が利用できるようになったので下水道に切り替えてくださいというお話をしなければなりません、罰則がないため、あまり強くは言えないところもあります。また、接続工事は個人の負担となるため、下水道を利用するためには、その工事費用と接続後には恒久的に使用料が発生してくるので、生活が厳しい世帯に無理は言えないので、結果的にお願いの範疇になってしまいます。未接続世帯に対する普及啓発につきましては、今後も根気強く進めていきたいと思っています。

**【委員】** 水洗化率 90%以上という目標設定についてお聞きしたいのですが、資料 4 ページの(2)整備及び普及状況等の表を見ると、下水道普及率が上がれば、水洗化率も上がるのでしょうか。それとも、区域内の人口の増減にも左右されるものなのでしょうか。

**【事務局】** 資料 4 ページの(2)整備及び普及状況等の表の④下水道普及率と⑤水洗化率の定義についてご説明すれば補えると思います。④下水道普及率とは、下水道を整備したことにより使用できる区域が広がった割合であり、接続されたかどうかは加味されておりません。⑤水洗化率とは、下水道が整備された区域の中で、実際に下水道に接続し、使用している割合となります。このような違いがあります。

**【委員】** 私どもの地区では、新築物件が多く建築されていますが、そのような物件で人が住むようになると、市からその住民に対して下水道に接続するように働きかけを行って

いるのでしょうか。

**【事務局】** まず、その新たな住宅地のある地域について、下水道が整備された区域なのかどうかということがあります。下水道が整備されていない区域であれば、その住宅には浄化槽の設置というものが必要となります。下水道が整備された区域では、浄化槽を設置する必要はなく、下水道に接続していただきます。そもそも、下水道が整備されている区域内での新築の場合は、選択の余地はなく法律に則り、下水道に接続していただきます。法律に従わず、浄化槽を設置すると言っても、今の浄化槽は高価なものなので、費用的に考えると下水道に接続することになります。また、土地探しにおいて、下水道が整備されたところから探すことになると思います。

**【議長】** 他に意見がないようであれば、ここで議事を終了します。よろしいでしょうか。

**【委員】** はい。

**【議長】** それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**【司会】** 山口会長ありがとうございました。その他ですが、事務局からお知らせがあります。

## 7 その他

**【事務局】** それでは、事務局から2点説明させていただきます。まず、審議会の運営方法についてです。当審議会は、「甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、原則として会議録等が公開となりますので、よろしく願いいたします。次に、8月に2回目の審議会の開催を予定しております。後日、会長名にて開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

## 8 閉会

**【司会】** その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしければ、本日はこれで終了とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ご協力ありがとうございました。